

県南広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年8月13日

県南広域振興局長 平野 直

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 折壁大原線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木6番7地先から1番5地先まで	新	m 31.7～10.2	m 64.6
	旧	31.7～10.2	64.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 令和元年8月13日から同年9月13日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 284号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木19番11地先から6番2地先まで	新	m 35.1～21.4	m 100.0
	旧	35.1～21.9	100.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 令和元年8月13日から同年9月13日まで